

見直しておけばよかった・・・と後悔しないために

この一文が効いた！

“使える”就業規則の作り方

御社の就業規則は現在の法律・世情に合っていますか？どこの会社にも起こり得る労務リスクに対応できますか？就業規則は、会社のルールを明確化した判断のよりどころであるとともに、社員に対して権利だけでなく義務や会社の想いを伝える重要なツールです。『就業規則はなぜ必要なのか？』真剣に考える機会は非常に少ないことでしょう。市販されている「雛形」の空欄を埋めて作成したり、知り合いや親会社のを社名だけ変えてそのまま使ったりという会社も少なくありません。大企業の実業就業規則や市販の実業就業規則の「雛形」は労働基準法を守ることに視点を置いたもので、中小企業らしさや大切な会社経営の視点が欠落しています。また、10年以上前に作成してから必要に迫られた部分だけ修正し、ほとんどそのままという会社も実に多いのです。これでは現在の法律に合っていないばかりか、刻々と移り変わる世情に合っておらず、どこの会社にも起こり得る労務リスクに対応できません。エリを正したまっとうな経営が求められる今、今回のセミナーは、経営者として胸を張って社内にも社外にもオープンにできる、『使える就業規則』を作るチャンスです。労務問題に詳しい講師が、事例豊富に解説します。

【開催日】平成24年2月17日(金) 13:30~16:30

【会場】浜松労政会館 (浜松商工会議所7階)

【受講料】1名様 10,500円 (顧問先様 無料)

【定員】30名様 (申込順)

(同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております)

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2

TEL:053-436-1033 FAX:053-436-1138

HP: <http://www.seienroumu.com>



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

【主なセミナー内容】

1. 押さえておかなければならない、最近の法改正
2. 最初が肝心！入社時
 - ・試用期間の活用と誓約書、契約書
 - ・この一文が効いた！
2. なんといっても多いのが退職時のトラブル
 - ・自己都合・退職勧奨・解雇それぞれの対応ポイント
 - ・この一文が効いた！
3. うつ病などで激増する休職社員
 - ・休職開始時、復帰時の判断と必要な書類
 - ・この一文が効いた！
4. 服務規律は時代によって変化させる
 - ・始末書、注意書を上手に活用する
 - ・この一文が効いた！

☆ あらかじめご質問をいただければ当日お答えをさせていただきます。

(裏面もご覧ください！)

西遠労務協会のセミナー

※これをモットーにしています

1. 役立つ内容であること
2. とにかくわかりやすいこと
3. 豊富な他社事例

✓ こんな問題に対応できますか？

- 退職を申し出た社員が、引継ぎをしないまま有休消化に入って退職日まで出社しない！
- 入社して半年なのに「うつ病」という診断書を持って休業を申し出てきた！
- 営業社員に営業手当を支払っていたので残業代の支払いは必要ないと思っていたら、監督署に駆け込まれた！
- インターネットや電子メールを私的に利用している！



H21.2月開催「就業規則セミナー」参加者様よりいただいたお言葉

- 就業規則を上手に活用して経営に活かしていきたいと改めて感じました。
- 就業規則の話だけでなく、雇入れから退職に至るあらゆる（人事的）リスクがよく理解できたので良かったです。さっそく参考にさせていただき当社の就業規則をはじめ重要文書を作成したいと思います。
- 非常に微に入り細にわたる説明をいただき、又、最近起きている事例を引き合いに出しながらためになる内容の話でした。
- 当社の就業規則が全く不十分な状態であることがわかりました。薄く知ってはいたが実行されていない。早急な対策が必要です。
- 就業規則は会社にとって強力な武器となる一方、不備があった場合には想定外のことが起こりかねない。ルールだからと押しつけてけるのではなく、最後は従業員とどれだけ納得感を生み出せるかにかかっていると思います。
- 就業規則はあるものの、もっと整備をしなければならぬ状態です。本セミナーに参加する前に一通り読んでみましたが、もっと細かく見て内容を見直さなければならないと感じました。

いつでも、どこでも大量に情報が手に入れられるインターネットの普及により、権利意識の強い社員が増えています。いっぽう、経営者は本業に忙しく、労働法規云々まで手が回らないのが実情ではないでしょうか。だからこそ、就業規則が大事なのです。就業規則を作るということは単なる書類作りではありません。内容を充実させさえすれば、就業規則は会社を守る強い味方となるのです。震災以来、会社としてやるべきことはキッチリやろうという風潮が広まり、就業規則を見直す会社が増えています。西遠労務協会は、今が『使える就業規則』にスイッチする絶好のチャンスだと考えています。

社会が直面している少子高齢化対策として、平成22年4月1日に労働基準法、平成22年6月30日には育児・介護休業法が改正されました。また労務トラブルが急増したために労働契約法が施行されています。この観点からみても、今まで以上に就業規則が重要になっています。

■ セミナーのお申込方法

今すぐ別紙お申し込み用紙にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。
折り返し、参加証、会場案内図、請求書をお送りいたします。

主催・申込先

西遠労務協会

〒433-8105 浜松市北区三方原町314-2 TEL 053-436-1033 FAX 053-436-1138

URL <http://www.seienroumu.com>